

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山陽小野田市長 藤田 剛二

市町村名 (市町村コード)	山陽小野田市 (35216)
地域名 (地域内農業集落名)	厚狭中部地区(赤川・柳瀬) (赤川・柳瀬)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

赤川集落については、平成に圃場整備を行っており、条件が良く自作農家が耕作している。
話し合いの結果、保全管理中の農地約2haを地域外から参入する担い手へ集積することに同意が得られた。
柳瀬集落については、自作農家がほとんどの農地で耕作しているが、一部不作付地もある。
また、集落内で農地を振り分け農地を守っている。
高齢化や後継者がいないため、集落への新規参入に対して意向を確認したが、現時点では譲り渡しには至らなかった。継続して、地域内外から担い手の確保・育成が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当面は、今の自作農家で農地を守るが、今後、高齢化や後継者がいないことにより耕作者が確保できないため、地域内外から担い手の確保・育成が必要である。
また、山際の農地は有害鳥獣被害もあるため、粗放的な管理をすることになる可能性がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.24 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.24 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域の検討を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
平成に基盤整備事業を行ったが、事業完了後年数が経過しているため、区画の拡大や設備の改修について、今後検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JA山口中央会が行っている農作業アルバイト(アグポーン)や草刈りアルバイト(アグカリ)を必要に応じて活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシをはじめ、鳥類や小動物による農作物被害があるため、必要な措置を講じる。
- ③スマート農業機械の導入を検討し、作業の効率化を図る。
- ⑦山際の農地については、保全・管理を検討する。